<別紙1>

第三者評価結果報告書

① 第三者評価機関名

ナルク神奈川福祉サービス第三者評価事業部

② 施設•事業所情報

名称:横浜市野庭	第二保育園	種別:	認可保育所	
代表者氏名:田中	淳子	定員(表	利用人数):127名	3(116名)
所在地: 横浜市	河港南区野庭町601番地			
TEL: 045-842	2-9543	ホーム	ページ:無	
			下記ここdeサー	-チ参照
https://www.w	am.go.jp/kokodesearc	h/ANN	010102E15.do	
【施設・事業所の	微要】			
開設年月日:西	i暦1978年7月1日			
経営法人•設置	主体(法人名等): 植	浜市		
職員数	常勤職員: 2	23 名	非常勤職員:	27 名
専門職員	保育士	11 名		
	調理員	3 名		
施設・設備の	乳児室(O~2歳児室)		3室	
概要	幼児室(3~5歳児室)		3室	
	調理室		1室	
	トイレ		2室	
	事務室		1室	
	職員休憩室(更衣室)		1室	
	地域子育て支援室		1室	23.55 m ²
	鉄筋コンクリート造り	2 階	建物延床面積:	872.4 m ²
	園庭			1195 m ²

③ 理念•基本方針

【保育理念】

- 野庭第二保育園は、児童福祉法に基づき、保育の必要な乳幼児の健全な心身の発達を図ることを目的とした保育を行います。
- 野庭第二保育園における保育は、乳幼児の最善の利益を考慮し、養護と教育を一体的に行い、その福祉を積極的に増進します。
- ・野庭第二保育園は、家庭や地域社会との連携を図り、育児支援を行うことに努めます。

【基本方針】

- 私たちは、一人ひとりが健康、安全で情緒の安定した生活ができる環境を整え、健全な心身の発達を図ります。
- ・私たちは、一人ひとりが人との関わりの中で、安心と信頼感をもち、ありのままの 自分を受け入れられることで、自己肯定感を育てていきます。

• 私たちは、地域のネットワークを作り、様々な社会資源を活用し、子育て支援を行います。

④ 施設・事業所の特徴的な取組

【立地および施設の概要】

横浜市野庭第二保育園は、横浜市営地下鉄ブルーライン上永谷駅から徒歩13分、野庭団地の一角に、下野庭小学校に隣接してあります。近くに市営地下鉄の車両基地があり、公園や自然を感じる遊歩道等にも恵まれています。園舎は鉄筋コンクリート二階建てで、1階はO~2歳児クラス、2階は3~5歳児クラスが使用しています。定員127名のところ、現在114名が在籍しています。園庭には築山、砂場、固定遊具、畑等があり、子どもたちは毎日元気に遊んでいます。

【園の特徴】

園目標は「げんき・やるき・だいすき~ぐんぐん のびのび のばニッコリ~」です。自己肯定感を育み、子どもの主体性を尊重した保育、チーム力を生かした保育に努めています。

園は港南区上永谷地区の育児センター園であり、育児相談、園庭開放、交流保育、 育児講座や子育て支援グループに部屋を提供するなど、コロナ禍でも感染拡大を予防 しながら新しい手だてを考え、地域での子育て支援事業を行っています。

⑤ 第三者評価の受審状況

評価実施期間	西暦2021年6月21日(契約日) ~
	2022年2月25日(評価結果確定日)
受審回数(前回の受審時期)	2回(2016年度)

⑥ 総評

◇特に評価の高い点

1. 子ども一人ひとりを大切にする保育

保育方針にある「ありのままの自分を受け入れられることで自己肯定感を育てていく」という基本方針を実践しています。子どもの気持ちに寄り添い、意思を尊重した保育を心がけています。子どもが互いを尊重し、共に育つように配慮しています。子どもの日々の様子、興味を持ったこと、活動に取り組む姿、友だちや職員との関わり等を職員が、よく観察し丁寧に記録に残しています。一人ひとりの状況の把握に努め、環境設定や職員の関わり方、活動の進め方等、職員間で話し合いと検討を行い、指導計画に繋げています。

2. 保育力向上への高い意識と話し合い

園の保育内容の向上を目指し、各指導計画の振り返り、研修受講、食育活動の工夫、地域子育て支援や各係の責任ある業務の遂行、個別の目標や課題の確認の話し合い等を積み重ねています。園内研修の「語り合い」では、職員各々の子どもへの思いや保育観を話し合って、チームとしての意識を高めることができました。

保育士の自己評価に挙がった課題等を、園内研修や職員会議で全般的なテーマとして取り上げ、意識の向上につなげています。また、今回の第三者評価受審に際し、グループでの話し合いや検討から課題を抽出し、現状把握と改善計画の見通し、実施計画等を確認し合いました。目標を高く掲げ、改善の努力を常に続けています。

◇改善を求められる点

1. 保護者に伝える記録の仕方

子どもの生活や活動の様子を、保護者に伝えるための方法として、写真にコメントを入れたドキュメンテーションの掲示や複写式の連絡帳を活用しています。書き方は研修で学んでいますが、伝え方の工夫をしたいという園の改善目標に則り、さらなる取組が進むことが期待されます。

2. 一般の人が得やすい園情報の公開

横浜市のホームページからリンクされている、ワムネットの「ここdeサーチ」に、 園の基本情報を掲載して知らせています。しかし、保育の内容が伝わりにくいため、 写真を掲載するなど子どもの生活の様子が伝わるような、情報公開の取組が望まれます。

⑦ 第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント

今年度は異動等で、園長・主任を含め、職員体制が大きく変わりました。初めて経験するポジションでの業務内容確認と共に、第三者評価受審に向けての取り組みがスタートしました。

職員皆で話し合う時間を作るよう工夫し、自己評価に取り組みました。保育士の自己評価や厚労省の保育士チェックリストを活用し、まずは各自の保育を見つめ直すことから始まりました。それを踏まえた話し合いが、職員皆の思いや大切にしていることを共有する機会となりました。それぞれの職種、ポジションの職員が意見を出し合うことで、園としての課題に気付き、見直しや確認を積み重ねながら、マニュアルの改訂に繋げることができました。

今回の受審を通して、評価機関の皆様には、私たちの保育を丁寧に見ていただき、 いろいろな視点からの意見交換をさせていただきました。評価できる点、課題点等を きちんと伝えていただいたことで、これから前進していくための大きな力となりまし た。ありがとうございました。

お忙しい中、アンケートにご協力いただいた保護者の皆様にも心より感謝いたします。これからも皆様のお声に耳を傾けながら、安心で安全な園運営と共に「子どもたちの主体性を大切にした保育」を実践していきたいと思います。

8第三者評価結果

別紙2のとおり

第三者評価結果(横浜市野庭第二保育園)

評価対象 I 福祉サービスの基本方針と組織

I-1 理念·基本方針

	第三者評価結果
Ⅰ-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。	
【1】 I -1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	b

〈コメント〉

- ・保育理念、保育方針、園目標、保育姿勢は、「横浜市野庭第二保育園利用のご案内(重要事項説明書)」、園パンフレット、子ども・子育て情報検索システム「ここ de サーチ」に記載しています。
- ・理念、保育方針は、横浜市こども青年局、港南区運営方針に基づき、横浜市立保育園としての 使命や目指す方向が読み取れます。
- ・保護者に入園前説明会、懇談会、おたより等で、保育方針、園目標、園が大切にしていることを分かりやすく説明しています。園目標の「げんき、やるき、だいすき~ぐんぐん のびのび のばニッコリ~」を「子どもの育ちの木」にたとえた図を作って伝えていますが、園では、周知の状況は不十分であるとしています。今後も、周知に向けた取組が進むことが期待されます。

Ⅰ-2 経営状況の把握

Ξ.	42 E 1/1/20 02 10 15	
		第三者評価結果
	Ⅰ-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。	
	【2】 I -2-(1)-① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	а
	/ ¬ 」、	

〈コメント〉

- ・横浜市立保育園として「横浜市こども青少年局運営方針」「横浜市子ども・子育て支援事業計画」「港南区運営方針」「第4期港南ひまわりプラン」から、地域の福祉計画の策定動向と内容を把握し分析しています。
- ・園長は、港南区こども家庭支援課と連携し、子どもの数・利用者像等のデータを収集しています。園のある地域での特徴や課題は、港南区園長会、要保護児童対策協議会、上永谷子育て支援連絡会等で把握しています。高齢化の一方で、出生率も増えているなどの分析がされています。
- ・育児支援センター園として、区内の民間保育園とも連携し、保育の質の向上に取り組み、地域 の子育て家庭に向けた支援事業を行っています。
- 【3】 I -2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めてい a

- ・毎年、園の自己評価を実施する中で、保育運営の課題を明らかにしています。前年度抽出した問題点を今年度の課題とし、保護者アンケートも参考にし、取組状況の分析と次年度への課題を抽出しています。子どもが主体的に活動できる環境づくり、健康衛生管理、防災対策、子育ての相談がしやすい環境づくり等があがっています。
- ・保育園の経営や運営の状況は、港南区こども家庭支援課や、横浜市立保育所責任職会議、横浜市全体責任職会議でも共有しています。園においては、主任、リーダーと共有しています。保育運営の課題は、職員会議で説明しています。

I-3 事業計画の策定

 I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。
 第三者評価結果

 [4] I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。
 a

〈コメント〉

- ・「横浜市基本構想」(長期ビジョン)「横浜市中期4か年計画」(中期ビジョン)があります。「市立保育所のあり方に関する基本方針」に沿って「第2期横浜市子ども・子育て支援事業計画」が策定されています。9項目の施策に、具体的な取組の計画、目標、方向性、数値目標、指標が示されています。
- ・横浜市こども青少年局が市立保育所としての、具体的な事業概要と収支計画を策定しています。計画は定期的な見直しと検討を行っています。
- ・園では、数年をかけて、修繕、設備導入工事、環境に配慮した取組、防災対策、地域支援、新型コロナ感染症予防対策と、保育内容の継続的な検討等を行っています。
- [5] I -3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。
 a

〈コメント〉

- ・横浜市こども青少年局の「令和3年度事業計画」が策定されています。「令和3年度こども青少年局運営方針」として、「第2期横浜市子ども・子育て支援事業計画」に9項目の施策を明示しています。また港南区の「令和3年度運営方針」があり、「第4期港南ひまわりプラン」に4項目の施策と具体的な12の取組を明記しています。
- ・園は全体的な計画を事業計画とし、年度ごとに全体的な計画を見直しています。全体的な計画をもとに、保育計画、食育計画、保健計画、年間行事、異年齢交流、避難訓練、育児支援等 +B22の計画を策定し、それぞれに期間ごとの目標、具体的な実施内容の事項を決めています。 定期的に実施の状況を評価しています。

I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。

【6】 I -3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが 組織的に行われ、職員が理解している。

а

〈コメント〉

- ・園の事業計画として、全体的な計画を策定しています。全体的な計画は各クラス、調理担当部署、育児支援担当部署で話し合いと見直しを行い、年度ごとに作成します。
- ・全体的な計画は、各クラスの年間指導計画、月間指導計画、週案、個別指導計画等に、具体化して実施し、定期的に評価と見直しを行っています。保育内容のほかの、計画や実施項目については、各会議やミーティング、担当者間の会議・打ち合わせ等で、説明と周知を図っています。
- 【7】 I -3-(2)-② 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。

b

- ・横浜市、港南区の保育に関する事業計画は各ホームページに公表されています。園の事業計画としての「全体的な計画」を園内に掲示しています。事業計画の概要を、懇談会資料に記載し保護者に配付しています。
- ・重要事項説明書に、保育園の保育と特性、ねらい等を記載し保護者に配付し、懇談会で説明しています。おたよりや掲示等で、写真やエピソードも交え、園の取組を伝えています。
- ・第三者評価利用者アンケートで、事業計画について「まったく知らない」「あまり知らない」「どちらとも言えない」の合計が56パーセントでした。公立保育園の役割や園の事業計画について、保護者の理解が進むことが期待されます。

Ⅰ-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

第三者評価結果

Ⅰ-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。

【8】 I -4-(1)-① 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。

а

〈コメント〉

- ・年間指導計画、月間指導計画、個別指導計画、週案、保育日誌、食育計画、保健計画、異年 齢保育計画があります。気づきや自己評価を記載する書式となっており、定期的に確認と振り返 りを行って、次期の計画につなげています。
- ・クラス、子どもの状況、発達過程、何に興味を持っているか、取り組む姿等は、各会議で話し合いと確認をしています。
- ・保育所としての自己評価は1年に1度行っています。保育士の自己評価、第三者評価受審に伴う気づきや課題抽出、年度末に行う保護者アンケート等をもとにして、保育所全体の自己評価につなげています。
- 【9】 I -4-(1)-② 評価結果にもとづき保育所として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。

а

〈コメント〉

- ・第三者評価受審の取組、全体的な計画の振り返り、各会議での話し合い等から分析した結果や課題は、議事録に記載しています。保育園の自己評価結果はファイルにまとめています。保護者向け行事アンケート、年度末アンケートの結果等をファイルにまとめ、結果を記録に残しています。当該年度の自己評価の概要は「保育所の自己評価の結果について」として、園掲示板に掲示しています。
- ・改善の取組は、各会議、昼ミーティング等で職員間で話し合いと検討を持続しながら実施しています。子どもが主体的に活動できる環境づくり、子どもの様子を分かりやすく発信する、防災対策の充実、育児支援等に、取り組んでいます。

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

Ⅱ-1 管理者の責任とリーダーシップ

第三者評価結果

Ⅱ-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。

【10】 II -1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。

а

- ・園長は、年度始めに園の運営管理方針として、横浜市人材育成支援システム「園長の行動計画」に、園長の業務の現状分析、目標全体像、重点推進項目、所管業務の目標を明確にしています。職員会議で伝えるとともに、「ミーティングノート」に入れて、職員がいつでも確認できるようにしています。
- ・職員会議、人材育成計画実行時、関係機関との連携時、地域交流時糖に、園長の役割、職務分掌を明確にしています。「横浜市保育所処務規定」があり、園長の職務分掌が記載されています。
- ・園長不在時は、主任に権限を委譲しています。有事の際の園長不在時は、防災組織図に職員 編成、職務分担を記載しています。

【11】Ⅱ -1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。

а

〈コメント〉

- ・園長は、「児童憲章」「全国保育士会倫理綱領」「横浜市職員行動基準」「不祥事防止ハンドブック」などから遵守すべき法令等を理解し、遵守しています。「横浜市責任者会議」「港南区園長会」「要保護児童対策協議会」「上永谷子育て支援連絡会」等に出席し、法令遵守や経営に関し学んでいます。
- ・園では、環境保護実施計画を実行中です。SDGsを意識した園運営、保育活動を実践しています。横浜市エネルギーカルテシステム、横浜3R夢プラン、緑化、フロンガス抑制等に取り組んでいます。
- ・職員は入職時に、「横浜市職員服務規程」を学んでいます。人権尊重、個人情報保護、守秘義務等の遵守すべきことは研修や職員会議、昼ミーティング等で、確認しています。

Ⅱ-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。

【12】 II -1-(2)-① 保育の質の向上に意欲をもちその取組に指導力を発揮している。

а

〈コメント〉

- ・園長は、主任と連携をとり、日常保育、行事など実際の様子を把握しています。各会議の話し合いの内容、指導計画を振り返り、各職員の目標共有シート、個人面談、保護者アンケートや保護者意見・要望等から、保育の質の現状を分析しています。
- ・園長は主任と連携し、職員が行事や業務、委員会の活動に積極的に関わり、様々な経験をして、質の向上ができるようにしています。非常勤職員への情報共有をしやすくするため、毎日の昼ミーティング時間を変更し、「2021年度共通確認事項」を作成し、業務の流れやルール、保育における対応等が統一できるようにしています。
- ・園長は日常の保育場面での、課題や職員の意見について、必ず現場を確認し、職員の立場で 一緒に考えています。

【13】 II -1-(2)-② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を 発揮している。

а

- ・園長は、業務の実効性を高めるため、人事、労務、財務等の分析を行い、こども青少年局、港 南区と連携しています。
- ・基本方針の実現に向け、適切な人員配置をしています。職員が働きやすく意欲的に業務にあたれるように、休憩時間の取り方、仕事の優先順位、事務作業軽減等を行っています。
- ・園長は、働きやすくやりがいのある職場として、園全体で子どもを見る姿勢を意識できるように 努めています。
- ・新型コロナ感染予防対策のための、環境の整備(職員の休憩室の分散)、ハンディ掃除機、ロボット型掃除機、乾燥機等を準備しました。効率化を図るためのICT化や情報共有アプリケーションソフト導入の検証等を行っています。

Ⅱ-2 福祉人材の確保・育成

第三者評価結果

Ⅱ-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。

【14】 II −2−(1)−① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。

b

〈コメント〉

- ・「横浜市人材育成ビジョン職種版 保育士分野人材育成ビジョン」に従い、計画的に人員確保 や育成を行っています。昨年度から会計年度任用職員(以下:非常勤職員)制度が始まり、研修 や人材育成をしています。無資格の非常勤職員には横浜市こども青少年局が実施している保育 士試験対策講座を受講するなど資格取得を促しています。
- ・採用活動等福祉人材の確保については横浜市・港南区が行っていますが、非常勤職員の人材確保が難しい状況となっています。引き続き非常勤職員の確保と育成への取組が期待されます。

【15】 Ⅱ -2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。

а

〈コメント〉

- ・「横浜市職員行動基準」で「期待する職員像」を明確にし、横浜市の職員としての人事基準を明確に定めています。毎年、「横浜市人材育成ビジョン」を基に、職位ごとに横浜市総務局人材開発課が人材育成研修を行い、人事基準について職員に周知しています。
- ・職員の専門性や職務遂行能力、職務に対する貢献度を人事考課制度により、年に2回評価しています。
- 採用時および昇進時には自分の将来やキャリアについて考える研修も行っています。
- ・個別の面談や各会議、日頃の会話から職員の意向や意見を把握し、改善につなげています。 今年度は「語り合い」の園内研修で職員の意見や意向を引き出すことができ、保育の進め方に ついて話し合いが行われました。

Ⅱ-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。

【16】Ⅱ -2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づく りに取組んでいる。

а

- ・園での労務管理に関する責任者は園長です。園長は、職員の就労状況や意向の把握等に基づいて主任・リーダー職員等と連携を図り、働きやすい環境作りに取り組んでいます。
- ・ワーク・ライフ・バランスに配慮し、育児休暇は男女に関係なく取得するよう奨励し、男性職員も取得しています。年間10日以上の有給休暇の取得を推奨しています。時間外労働については勤務状況システムで確認しています。
- ・毎年のストレスチェックは今年度から非常勤職員も行います。結果を分析・検討し、改善に向けた取組を園全体で行っています。
- ・メンタルヘルスについては横浜市から年に1度相談員が園に来園し、メンタルヘルス講座もあり、いつでも相談ができることを職員に周知しています。
- 毎月安全衛生委員会を開き労働災害等防止策を検討しています。

Ⅱ-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。

【17】Ⅱ -2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。

а

〈コメント〉

- ・「横浜市職員行動基準」で横浜市職員として、また、「保育士分野人材育成ビジョン」で保育士としての「期待する職員像」を明確にしています。
- ・職員一人ひとりの目標設定のための「目標共有シート」「保育士キャリア自己分析表」があります。
- ・園の目標達成に向けて園長が作成した行動計画をもとに職員の一人ひとりの経験や能力に合わせて、少し工夫や努力をして実現させるような具体的な目標を設定できるように支援しています。
- ・職員一人ひとりの目標は職員会議で周知し、協力し合って目標達成できるようにしています。園 長は年度当初、中間期、年度末に面談して、PDCAサイクルで目標達成度を確認しています。

【18】 II -2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。

а

〈コメント〉

- ・「保育士分野人材育成ビジョン」に職務段階別(職員Ⅰ、職員Ⅱ、職員Ⅲ、再任用)に「求められる役割・能力・基礎知識」を明記し、キャリアラダーの活用とともに自分の現状を知り、次に目指す方向性が分かる仕組みがあります。
- ・個々の職員の研修の参加については定期的に職員間や園長と話し合い見直しを行っています。今年度は新型コロナ感染拡大を受けて研修の中止やオンライン研修等への変更があり調整を行っています。
- ・園内研修計画は年度末の職員会議で研修実施の振り返り・評価をしています。そのうえで、次年度どんな研修をしたいかを話し合い、園内研修計画を立てています。

【19】 II -2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。

а

〈コメント〉

- ・職員の知識、技術水準、専門資格の取得状況を職員の職歴や目標共有シートのキャリアラダー等で把握しています。
- ・新任職員には新人トレーナー育成者制度があり、経験豊富な職員によるOJTを2年間行います。
- ・横浜市の職員階層別、職種別研修(調理員・主任・非常勤職員)、テーマ別研修(ムーブメント、年齢別保育研究等)で職員の職務や必要とする知識・技術の水準に応じた幅広い教育・研修が行われています。今年度は横浜市こども青少年局や港南区のネットワーク事業主催の研修に参加しています。
- ・職員が希望する研修に参加ができるようシフトを調整し、希望の講座に参加しています。

Ⅱ-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。

【20】 II -2-(4)-① 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。

а

- ・実習生の受け入れに関しては次世代の人材育成の機会と捉え、職員向けと対象者向けの「実習生受け入れマニュアル」の中で基本姿勢、方針、職員の姿勢等を明文化しています。
- ・公立園として、保育実習のみならず、看護実習、小規模保育実施者実習等の受け入れもあり、 実習は専門職種の特性に応じた内容のプログラムになっています。
- ・実習生受け入れの際は横浜市こども青年局の実習指導者研修にすでに参加している職員が 未受講の職員に研修をしています。
- ・担当職員は、毎日実習生との振り返りの機会を設け、実習終了日以前に園長あるいは主任も 交え実習の振り返りを行っています。実習生の受け入れ時には園だよりやクラスノートで保護者 にも知らせています。

Ⅱ-3 運営の透明性の確保

]	第三者評価結果
I I-3-(1)	運営の透明	性を確保するための取組が行われている。	
Tot 1 π	0 (1) 1		

【21】 II -3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。

b

〈コメント〉

- ・横浜市の公立保育園として、事業・財務等に関する情報は、横浜市こども青年局、港南区のホームページや広報誌で公開をしています。
- ・第三者評価は5年ごとに受審し、結果を公表しています。
- ・園の理念や基本方針は園のパンフレット等で明示・説明しています。港南区役所、野庭地域ケアプラザ、地域の子育て支援拠点「はっち」に園のパンフレットを常置しています。
- ・園だよりは小学校、第三者委員にも配布し、園の様子を伝えています。
- ・横浜市のホームページからワムネットの「ここdeサーチ」に移行して、園の基本情報を掲載して知らせていますが、保育の内容が伝わりにくいので、写真を掲載するなど子どもの生活の様子が伝わるような、情報公開の取組が望まれます。

【22】 II -3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。

a

〈コメント〉

- ・横浜市事務分掌規程により園長・主任等の役割分担が明確化され、適正な会計、経理の仕組みがあります。それに基づく対応をしていくための園の管理責任者は園長となっています。
- ・横浜市の経営・運営の中で、保育の提供や業務執行に関わる内部統制のチェックが適切に行われています。
- ・園では内部監査実施について港南区から連絡が入り、毎年内部監査を実施しています。
- ・横浜市として「外部監査人による監査」が行われ、監査の結果について報告書が作成され横浜 市のホームページで公開されています。

Ⅱ-4 地域との交流、地域貢献

第三者評価結果

Ⅱ-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。

【23】 II -4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。

а

- ・地域とのかかわり方について文書化され、良好な関係を構築しています。
- ・例年は年間計画を立てて、野庭地区で行われる保育フェスティバルや、公園愛護会となかよし公園の植栽や清掃活動に参加したり、園長が地域の防災訓練や自治会の高齢者の会合に定期的に参加しています。新型コロナ感染拡大を受けて地域の人たちとの交流活動は難しい状況が続いていますが、公園愛護会と連携してなかよし公園にプランターで花を育てるなどの活動を行っています。
- ・地域の活用できる社会資源や情報を収集し、園内の掲示板に散歩マップとして地域の防災拠点や公園等の情報を掲示しています。
- ・保護者のニーズに応じて、地域ケアプラザや地域子育て支援拠点「はっち」、病児保育室等の情報を伝えています。

【24】 II -4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし 体制を確立している。

а

〈コメント〉

- ・ボランティア受け入れマニュアルがあり、受け入れる際の職員側の姿勢や受け入れ方針について明文化されています。登録手続きやボランティアの配置、事前説明等に関する内容が盛り込まれています。
- ・ボランティアの受け入れにあたっては、事前にオリエンテーションを実施し園の方針や配慮すること、守秘義務について説明し、子どもの発達や関わり方、ケガや事故防止等について伝えています。
- ・中学校、高等学校等の学校教育との連携について基本姿勢が明文化されています。中学校・ 高等学校の職業体験やインターンシップ、地域の方のお話会のボランティアを受け入れています が、今年度は新型コロナ感染拡大を受けて実施できていません。

Ⅱ-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。

【25】 II -4-(2)-① 保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。

а

〈コメント〉

- ・地域の緊急連絡先や医療機関、よこはま港南地域療育センターや横浜市南部児童相談所等の専門機関等の社会資源に関する連絡先の一覧をリスト化してファイルしています。
- ・療育センター、児童相談所や港南区福祉保健センターの保健師やケースワーカー等が参加する地域の子育て支援連絡会に園長、育児支援担当保育士、ネットワーク専任保育士が出席しています。
- ・家庭での虐待等権利侵害が疑われる子どもへの対応について、虐待防止連絡会、要保護児童対策地域協議会に園長が参加してケースカンファレンスやグループワークを行っています。関係機関と連携が図られ、状況が変化した場合等に、すぐに連絡をとりあっています。

Ⅱ-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。

【26】 II -4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。

b

〈コメント〉

- ・子育て支援連絡会、虐待防止連絡会、公私立合同園長会等に参加し、地域の具体的なニー ズ・生活課題について把握しています。また、園庭開放や育児支援事業の参加者にはアンケー トを取ったり相談を受けて地域ニーズを把握しています。
- ・例年は七夕・新年子ども会等の交流保育を行い、地域の保護者や子どもと交流していますが、 今年度はコロナ禍のため地域の子どもたちとの交流は実施していません。
- ・離乳食の進め方等の育児講座を開催し、子育て支援拠点「はっち」に保育士を派遣する出前保育を行っています。
- ・コロナ感染拡大等の状況で電話相談が増加し、今後は相談対応の多様化が必要と園長は考えています。検討が望まれます。

【27】 II -4-(3)-② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が 行われている。

а

- ・育児相談、園庭開放、交流保育、育児講座等の地域での子育てを支援するサービスを積極的に提供しています。今年度は感染症拡大防止の観点からリモート会議システムを利用して育児講座を行いました。B139
- ・野庭地区の育児支援センター園として、「あそびにきませんか」(港南区育児支援事業)を作成し港南区地域子育て支援拠点「はっち」や地域包括支援センター等で配布しています。
- ・コロナ禍も感染対策を行ってホールで「赤ちゃん学級」を開催し、緊急事態宣言解除後は園児と 時間帯を分けて園庭開放を再開し、誕生会も園庭で行っています。
- ・非常食棟の備蓄も行い、災害発生時は地域防災拠点である下野庭小学校と連携し、地域の乳幼児の受け入れを行うことになっています。

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

第三者評価結果

Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。

【28】Ⅲ-1-(1)-① 子どもを尊重した保育について共通の理解をもつため の取組を行っている。

а

〈コメント〉

- ・保育理念で子どもを尊重した保育の実施について明示し、保育方針と保育姿勢に加え、園目標「げんき やるき だいすき」を掲げています。それらはすべて子ども一人ひとりの育ちを尊重したものとなっています。
- ・子どもの尊重や基本的人権への配慮について、ミーティングやカリキュラム会議等で定期的に 状況の把握を行い評価し、改善を行っています。
- ・性差への先入観による固定的な対応をしないように配慮しています。子どもの人権、文化、生活習慣、考え方の違いを尊重した保育を行うことについて、入園説明会や懇談会で保護者に説明しています。
- ・園目標を木にたとえて「子どもの育ちの木」として職員の対応や地域や家庭との関り等をわかり やすく図式化して掲示しています。

【29】Ⅲ-1-(1)-② 子どものプライバシー保護に配慮した保育が行われている。

b

〈コメント〉

- ・人権の配慮やプライバシー保護の規定があり、職員は「子どものプライバシー保護に関する チェックリスト」で定期的に確認しています。チェックリストは保育日誌に添付し意識を高めています。
- ・個人面談や保護者からの相談には、事務所に面談中のプレートをかけ、保護者のプライバシー の保護に配慮しています。
- ・子どもが在籍しているかどうか、外部からの問い合わせにどのように回答するか、個人情報の取り扱い方法等、月一回電話対応の唱和を行い、注意点について確認しています。
- ・職員の目が届きながら一人で過ごせる場所の確保について工夫が必要と園長は考えています。検討が望まれます。

Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意(自己決定)が適切に行われている。

【30】 II-1-(2)-① 利用希望者に対して保育所選択に必要な情報を積極的に提供している。

b

- ・園のパンフレットを港南区役所や子育て支援拠点「はっち」に置き、子ども・子育て情報検索システム「ここdeサーチ」で情報提供をしています。
- ・利用希望者から問い合わせがあった際は、見学できることを伝えています。園のパンフレットに沿って園内を案内し、質問が多い内容についてはQ&Aの形で分かりやすく書面にして渡すとともに、保育方針等を伝えています。今年度はコロナ禍のため、園庭等の園舎の外から各クラスの活動の見学を行いました。
- ・園のパンフレットやコロナ禍での見学の方法について見直しを行っています。 園舎内での見学が出来ない場合、園舎内の様子や活動がわかる映像等を利用しての説明が必要と園長は考えています。 検討を期待します。

【31】 III - 1 - (2) - ② 保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。

b

〈コメント〉

- ・入園説明会では、「横浜市野庭第二保育園利用のご案内(兼重要事項説明書)」を基に、保育の開始や保育内容等について図や写真を利用し、わかりやすく説明しています。
- ・入園説明会後の個別面談では保護者の意向や子どもの成長発達状況を確認し、保育の開始 や保育内容について話し合っています。
- ・保育の無償化に伴う保育料や食事提供費の変更時は、保護者に変更内容を記載した「重要事項説明書 記載内容変更承諾書」を配付し、変更同意の書面を保存しています。また、区から利用時間の変更等の連絡があった場合は、内容について保護者に確認し、認定書類を管理保管しています。
- ・特に配慮が必要な保護者への支援について、園長・主任が同席の上で担任が説明を行うようにルール化していますが、職員が同じ対応が行えるようなルールの明文化が期待されます。

【32】Ⅲ-1-(2)-③ 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。

b

〈コメント〉

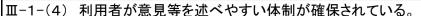
- ・転居等で保育所の変更を行う場合は、個人情報保護の観点から引継ぎ文書は作成していません。転園に当たっては、保護者と園生活の状況を確認しあって、保護者に伝えてもらっています。転園先から問い合わせがあった場合は、基本的には保護者の同意を得て伝えています。
- ・卒園や転園で保育所の利用が終了した後も「いつでも遊びに来てください」と子どもと保護者に 伝えています。
- ・利用終了後の相談窓口については文書ではなく口頭で説明しています。保育の継続性に配慮 し、利用終了後の相談体制を明文化し、終了時に保護者に渡すことが望まれます。

Ⅲ-1-(3) 利用者満足の向上に努めている。

【33】 Ⅲ - 1 - (3) - ① 利用者満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。

а

- ・日々の保育の中で子どもの表情や言動、関わり方等から、子どもの満足や納得していることの 把握に努めています。また、保育日誌の保育状況の記載の際に1日の保育の振り返りを行って います。
- ・保護者に対して、行事ごとや年度末に利用者満足度を確認するためのアンケートを実施し、結果については掲示で公表しています。
- ・年に1回全家庭と個別面談を行っています。また、保護者から個人面談の要望があれば随時対応することができます。新型コロナ感染拡大の状況下は、WEBシステムを利用してクラス懇談会を開催しました。
- ・年度始めの保護者会には園長や主任が出席し、要望などを確認し、園の意向も伝えています。・把握した要望等をふまえて、次年度の課題をまとめ対応を行っています。



【34】Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。

а

〈コメント〉

- ・保護者に配付している「重要事項説明書」に第三者委員2名の氏名・連絡先とともに、苦情解決の仕組みを図式化して明記しています。
- ・要望や苦情を受付け対応するためのマニュアルが整備され、マニュアルに基づいて苦情の受付状況や解決内容について記録し保管されています。
- ・苦情内容及び解決結果等は、保護者に配慮したうえでアンケート結果の公表の際に記載しています。
- ・送迎時等に受けた相談や苦情はミーティングや職員会議等で検討し、対応を話し合っています。

【35】Ⅲ-1-(4)-② 保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保 護者等に周知している。

а

〈コメント〉

- ・保護者の意見・要望は、連絡帳や個人面談、送迎時の会話で聞いています。職員は保護者に 積極的に声をかけ、要望等の意見を伝えやすい関係構築に努めています。
- ・外部の苦情解決窓口として、横浜市福祉調整委員会事務局の連絡先を「保育園のしおり兼重要事項説明書」に明記し、掲示板に掲示しています。第三者委員は重要事項説明書に記載しています。新型コロナ感染拡大前は第三者委員を行事に招待し、保護者に紹介して周知しています。
- 【36】 II 1 (4) ③ 保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速 に対応している。

а

〈コメント〉

- ・要望や苦情受付マニュアルが整備され、年度別に苦情の申し出から対応までの記録をしています。対応マニュアルは毎年確認して見直しをしています。
- ・職員が相談を受けた際は園長・主任に報告し、マニュアルに沿って迅速に対応しています。相 談内容、対応策についてミーティングで情報共有して、対応策について保護者に伝えています。 回答に時間がかかる場合には状況を説明して、結果を保護者に伝えています。
- 意見や要望をしっかり受け止めて、保育を工夫して保育の質の向上に取り組んでいます。

|Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。

【37】Ⅲ-1-(5)-① 安心·安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。

а

- ・リスクマネジメントに関する責任者は園長です。園内に安全衛生委員会を設置し、「安全点検表」「チェックリスト」を用い、施設内外の安全点検、事故防止に取り組んでいます。
- ・「事故防止・安全対策」「事故対応」「不審者対応」「園外活動・散歩」「防災」等の安全に関するマニュアルがあります。年度末に、マニュアルごとに担当を決めて赤字でチェックをし、全員に回覧しています。
- ・ヒヤリハット、事故報告書があり、場所、状況、原因、対応等を記録しています。昼ミーティング、 職員会議で報告と対策の検討をしています。
- ・日常保育業務の中で、散歩のルートや公園の見直しをし、給食のワゴンの置き場所や、食物アレルギーの対応等を検討しています。今年度は事故やヒヤリハットの対応について職員会議で話し合いを行い全職員で認識の統一ができるような取組を行いました。

【38】 III - 1 - (5) - ② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。

а

〈コメント〉

- ・感染症対策について、園長を責任者としています。
- ・衛生管理マニュアル、感染症対応マニュアルがあり、各クラス、関係部署に置いています。年度 末に担当者がマニュアルの見直しとチェックを行い、全員に回覧しています。
- ・看護師巡回訪問時に、嘔吐処理、下痢の症状の時の手順等の講習を受けています。
- ・新型コロナ感染症拡大防止の対応は、クラス合同の活動を減らす、子どもが密集しないように 園庭の利用時間を考慮する、職員の健康状態の定期的な把握、共有部分やおもちゃ類の消毒 徹底、園内清掃強化、食事の際のアクリル板設置、来訪者の検温と問診票記入および手指消毒 等を行っています。

【39】 III - 1 - (5) - ③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。

b

〈コメント〉

- ・「港南区防災計画」、港南区保育所班活動マニュアル、園の防災マニュアル、災害時安全点検表、防災組織図があります。
- ・毎月、地震や火災、土砂災害の対応訓練を行っています。不審者対応訓練は年6回実施しています。また、毎年、消防署と連携して火災時対応訓練を実施し、地域防災活動連絡会が年3~4回あり、園長が参加しています。
- ・備蓄食料、飲料水、生活用水、なべ、おむつ、簡易トイレ、ガスボンベ、カセット発電機等を3日分程度保管しています。子ども用の防災頭巾、職員用のヘルメットは保育室にあります。
- ・非常時における、保護者や非常勤職員の確実な安否確認は課題があると園では考えています。今後、通信アプリケーションソフトの利用等を検討し、確実な安否確認の体制が構築されることが期待されます。

Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保

第三者評価結果

Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。

【40】 II -2-(1)-① 保育について標準的な実施方法が文書化され保育が 提供されている。

а

〈コメント〉

- ・「横浜市行動基準」「よこはまの保育「保育所保育指針」にもとづき全体的な計画を策定しています。各種マニュアルや具体的な方法の手順書があり、標準的な実施方法としています。
- ・職員には、「よこはまの保育」を配付しています。全体的な計画策定時や、外部研修、保育の実践の評価時、日常業務でのOJTの中で、標準的な実施方法を周知しています。マニュアルを具体的にした手順書を作り、保育室に保管したり掲示し、確認しやすいようにしています。
- ・マニュアルは、毎年見直しています。昼ミーティングや会議で、手順の確認や変更の周知、環境 設定の工夫等について話し合いをしています。

【41】Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。

b

- ・マニュアル、手順書は毎年度末と必要に応じ随時、職員間で見直しと修正をしています。
- ・保育の標準的な実施方法の検証、見直しは職員間で検討し、各指導計画の自己評価や振り返りの欄に記載して、次期の計画に反映させています。
- ・熱中症アラーム発令時の外遊びの制限や、コロナ禍で食育のクッキングができないため、調理する工程を撮影した動画を保育室で見せたり、登園時に保護者が園内に入らず、外で受け入れるなどに変更しました。
- ・保護者の要望は必ずしも反映できるものばかりではありませんが、保護者の思いに添いながら 検討し、反映できない理由を丁寧に伝える取組の継続が期待されます。

Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。

【42】Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく指導計画を適切に作成している。

а

〈コメント〉

- ・入園時に提出してもらう児童票、健康台帳、面談時の面談票で個々のニーズを把握して計画に活かしています。進級時は、前年度のクラス担任と引継ぎをしています。
- ・全体的な計画にもとづき、年間・月間指導計画、個別指導計画、食育計画、保健計画等を作成しています。各指導計画は、子どもの姿や活動、保育のねらい、環境、家庭との連携等を考慮して作成しています。必要に応じ、主治医や、港南区こども家庭支援課、保健師、横浜南部児童相談所、港南地域療育センター等の意見を聞き、保護者の意向に沿って作成しています。
- ・各指導計画は、振り返りを行い、反省や課題を記載しています。会議等で話し合い、次期計画 に反映しています。

【43】Ⅲ-2-(2)-② 定期的に指導計画の評価·見直しを行っている。

а

〈コメント〉

- ・年間指導計画、月間指導計画、週案、日誌、個別指導計画、食育計画、異年齢交流計画に関し、それぞれの振り返り時期に、見直しを行い、職員間で話し合いと確認をしています。振り返りをもとに次期の計画に反映させています。
- ・見直しや変更のあった指導計画や、保育の質の向上に関わる課題は、職員会議、カリキュラム会議、クラス会議、昼ミーティング等で関係職員に周知しています。口頭でも伝え、き継ぎノート、 議事録でも確認できるようにしています。
- ・週案や日課を急遽、変更する場合は、口頭、昼ミーティング、主任やフリー保育士が回って周知 するなどしています。

Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。

【44】Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。

b

〈コメント〉

- ・個別の指導計画にもとづく保育が実施されていることは、個人別の記録、経過記録、クラス別日誌、乳児の個別連絡票、幼児の月間指導計画「個別配慮」欄で確認できます。
- ・子どもの記録の書き方については、個別連絡票の書き方や、幼児クラスのドキュメーションを利用した記録の仕方を工夫したいと園では考えています。子どもの育ちを理解しているかどうか、 行事や活動の記述のみになっていないかなど、職員による差異が生じないような取組が期待されます。
- ・定期的な会議に参加していない場合、議事録での確認や口頭で伝えるなどしていますが、非常 勤職員に、十分周知できていない面もあり、情報共有がさらに進むことが期待されます。

【45】Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。

а

- ・「横浜市個人情報の保護に関する条例」、「横浜市個人情報の取り扱い基本ルール」をもとにし、個人情報に関するマニュアルがあります。何が個人情報にあたるか、書類管理方法、廃棄についてなどが規定されています。
- ・記録管理の責任者は園長です。記録書類は、鍵のかかる書庫に保管しています。取り出すときは園長、主任に声かけをすることにしています。
- 毎年、個人情報保護のテーマで園内研修を行っています。
- ・保護者には、入園説明会で重要事項説明書をもとに、個人情報の保護について説明しています。他の子どもの動画や写真をインターネットへ掲載することや園内での写真撮影は遠慮してもらっています。

第三者評価結果

A-1 保育内容

	第三者評価結果
A-1-(1) 全体的な計画の作成	
【A1】 A-1-(1)-① 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて全体的な計画を作成している。	а

〈コメント〉

- ・全体的な計画は、児童憲章、児童福祉法、保育所保育指針等の趣旨をとらえて作成しています。 また、横浜市こども青年局の運営方針、港南区運営方針をふまえた保育理念、保育方針、園目 標、保育姿勢に基づいて作成しています。
- ・全体的な計画は、子どもの発達過程、家庭の状況、地域の実態等を考慮して、「地域との関わり」 「保護者・地域に対する子育て支援」「幼保小連携」「保育資源ネットワーク」の欄を設けています。 「長時間保育」については、次年度に反映させる予定です。
- ・全体的な計画は、子どもの発達や、子ども一人ひとりの状況を把握しながら、職員間で話し合いと 検討を行って作成します。「全体的な計画 職員で共通理解するために」の資料を作成し、配付して 職員の共通理解を図っています。
- ・全体的な計画は、年度末に見直し、次年度に生かしています。

A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開

【A2】 A-1-(2)-① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。 b

- ・室内ではエアコン、扇風機、空気清浄機を利用しています。温度、湿度は天候、活動の状況に応じ管理しています。楽器、音楽CDの音、職員の声の大きさ、トーンに配慮しています。各保育室は独立しており、他のクラスの音等が響くことはありません。
- ・感染症対策のため、消毒を徹底しています。園庭の固定遊具や砂場、乗り物等の安全チェックをしています。日差しが強い時期は園庭、2階のテラスに遮光ネットを付けています。
- ・家具、建具の素材は、自然な色調の木製です。収納庫、収納棚は作り付け、引き戸で、地震等で中のものが飛び出さないようにしています。遊具も、木製や手触りのよいもの、手作りおもちゃ等を多く利用し、安全性に配慮して選んでいます。
- ・保育室は遊びのコーナーを設置したり、仕切りや机等で活動に応じ配置を変えています。クラスにより、ゆっくり過ごしたり、落ち着ける場所が作りにくい面があり環境設定のさらなる工夫が期待されます。
- ・手洗い場、トイレは年齢に合わせ、子どもが使いやすい高さとなっています。設備の改修等で、夏場のトイレ臭気の改善や、換気が進むことが期待されます。

【A3】 A-1-(2)-② 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた 保育を行っている。

b

〈コメント〉

- ・入園前に保護者から提出してもらう「児童票」等の書類や、入園前個人面談時の「個人面談票」から、家庭環境や、子ども一人ひとりの状況、個人差を把握しています。子どもの生活のリズムは、連絡帳、保護者との送迎時の会話からも把握しています。
- ・日ごろから、子どもの個性、状態を、会議、昼ミーティング、記録文書、口頭等で職員間で共有することに努めています。子どもが安心して、自分の気持ちを表現できるような関係を作るには、子どもを100パーセント受け止めることが大切であるとしています。子どもの状態を良く観察し考察すること、保育者同士、保護者との信頼関係も大切にすることを心がけています。
- ・子どもの欲求に対して、個々の子どもの気持ちに寄り添い、一人ひとりに向かい合えるようにしています。すぐに対応できない場合は、丁寧に説明したり、他の職員がフォローにあたっています。生活や活動を、無理に一斉に動かすことはしていません。
- ・個別に支援が必要な場合や、中途入園の子どもについて、把握が十分でないと保育士は考えています。今後さらに、個人差や子どもの状況の把握が進むことが期待されます。

【A4】 A-1-(2)-③ 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる 環境の整備、援助を行っている。

а

〈コメント〉

- ・子どもの発達に合わせて、保護者と連携を取り、基本的生活習慣が身につくようにしています。職員が子どもと一緒にしたり、やって見せたり、助言するなどしています。
- ・着替え、靴の着脱、手洗い、片付け等時間がかかっても、自分でやろうとする気持ちを尊重し、職員が先回りしすぎないようにしています。一人ひとりのペースや意志を尊重しながら行っています。子どもが、充実した遊びをすることにより、次の活動を楽しみに期待する気持ちから身の回りのことをやろうとしたり、入室や午睡へ向かう気持ちになるように、などのリズムを作るよう努めています。・基本的な生活習慣について、日常保育の中で絵本、紙芝居等を使ったり、イラスト等で興味が持てるようにしています。「たくさん遊ぶとお腹がすいてたくさん食べ、よく眠れて、また元気に遊べる」「友達に風邪をうつさないにはどうするか」などを分かりやすく説明し、生活習慣や健康について、理解できるようにしています。子どもが出し入れしやすい位置に、収納ケースや汚れもの入れ等を配置しています。幼児クラスでは、活動の準備、片付け等は指示されなくても自分で始めたり、友達同士協力しています。

【A5】 A-1-(2)-④ 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。

а

- ・子どもが主体的に遊んだり、生活できるように保育室、園庭、グリーンテラス、共有部分等の環境を整備しています。室内では、おもちゃ、素材等を取り出しやすい場所、手の届く高さに準備しています。カーペットや机の配置等で、コーナーを設定し好きな遊びができるようにしています。
- ・散歩や園周辺の遊歩道、街路樹、園庭の樹木、草花等で自然に触れています。散歩時に利用する遊歩道や園庭に樫類の木が多く、ドングリがたくさん落ち、制作に活用しています。
- ・園庭の畑で、季節の野菜を数多く栽培しています。土づくり、水やり、観察、収穫をして調理に利用するなどしています。収穫した大豆を乾燥させて、すり鉢できな粉を作りました。園庭や散歩中に昆虫を見つけ、クラスに戻ってから図鑑で調べたり、カブトムシを飼育したりしています。今秋は卵からかえった幼虫が随分大きくなり、写真を撮り、保護者にも見てもらえるように掲示しました。
- ・例年は、園行事や、日常的に異年齢で交流したり、活動を一緒に行うなどしています。「幼児クラス異年齢交流保育計画」があります。今年度はリズム運動、朝の会、運動会ごっこ等を異年齢で楽しみました。

[A6]	A-1-(2)-⑤ 乳児保育(0歳児)において、養護と教育が一体的に	
	展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方	а
	法に配慮している。	

〈コメント〉

- ・0歳児が長時間安心して過ごせるように、活動、食事、着替え、睡眠の場所を設定しています。畳のスペースがあり、ゆったり過ごすことができます。送迎時は、なるべく保護者が担任と関われるようにシフトを工夫しています。
- ・一人ひとりの生活パターンや体調を考慮し、個別にゆったり関わり、子どもと保育士が愛着関係を築けるようにしています。
- ・子どもの表情やしぐさをよく見て、子どもの思いや意向をくみとるようにしています。
- ・子どもの発達や興味に合わせたおもちゃ、音が出るもの、手指を使うもの、手作りおもちゃ、小さいおうち型の遊具等を利用しています。安全性に配慮し、角がないもの、小さすぎない物、こまめに 消毒できるものを準備しています。
- ・季節や、一人ひとりの発達の時期に応じて動線を確認し、ラック、テーブルチェア、低い棚、仕切り等を利用し、設定を変化させています。活動の場が広がるように工夫しています。雨の日でも屋根付きのテラスで遊ぶことができます。フリースペース(子育て支援事業開催時等に使用する部屋)も利用しています。月齢が1歳を過ぎた子は少人数ずつ、夕方1歳児クラスに入り、交流しています。

	[A7]	A-1-(2)-6	3歳未満児(1・2歳児)の保育において、養護と教育が 一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の 内容や方法に配慮している。	а
--	------	-----------	---	---

〈コメント〉

- ・子ども一人ひとりの気持ち、思いを受け止め、無理にやめさせたり、制限はしていません。職員が 先回りしないようにしています。子どもが分かりやすいように、マークやシール等を利用して、収納 場所や、位置等が把握できるようにしています。
- ・室内では、子どもが好きな遊び、興味を持った遊びができるように環境を整えています。園庭では、安全に配慮し、他のクラスと時間帯を調整する、死角になりやすい場所や職員配置の確認等をし、十分探索や遊びができるようにしています。戸外活動や、散歩、公園、遊歩道等で自然を感じたり、虫や植物と触れ合っています。
- ・子どもの自我の育ちを受け止め、個々に対応できるようにしています。子どもの思いを十分に聞いたり、理由を丁寧に聞くことを心がけています。
- ・保護者とは連絡票、個人面談、懇談会、送迎時の会話で連携を図っています。朝の受け入れ、帰りの引き渡しは担任が対応できるようにシフトを組んでいます。

【A8】 A-1-(2)-⑦ 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に 展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方 法に配慮している。

- ・3歳児の保育は、自分の興味を持った遊びや活動ができるようにスペースの確保やコーナーを 作っています。見立て遊び等が楽しめるように、おもちゃ、衣装、人形、素材等を十分用意していま す。
- ・4歳児の保育は、友達と一緒に楽しく遊んだり、お互いの考えや思いを聞けるように、職員が声かけや援助をしています。活動や生活の中で、ルールを知らせ、守ることで楽しく過ごせることを伝えています。
- ・5歳児の保育は、友達と協力して制作物を作ったり、ルールのある遊びを楽しんでいます。当番活動の内容を話し合ったり、お化け屋敷ごっこを皆で企画し、他クラスを招待したこともあります。保育園での生活の流れを、子どもが把握し自主的に行動するようになっています。
- ・職員は、3~5歳児の保育について、さらに環境設定や職員の関わり、活動の進め方の検討をして深めています。
- ・現在保護者は保育室内に入れないため、保育室の外側から窓越しに作品等を見られるように掲示の仕方を工夫しています。活動の様子をドキュメンテーションで、玄関付近に掲示しています。園だより、クラスだよりに、子どもの様子やエピソードを多くの写真と共に掲載しています。

【A9】 A-1-(2)-⑧ 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。

b

〈コメント〉

- ・障がいのある子どもの状況や発達過程に合わせて養護・教育5領域ごとの子どもの様子、配慮及び援助を記載した個別支援計画を作成しています。毎月の様子は月間指導計画の個別配慮欄に記入しています。
- ・障がいを個性ととらえ、集団生活を共に過ごす中で、子ども同士のかかわり合いを見守りながら 互いを認め合い、育ちあえるようにしています。障がいのある子どもの座席、活動時の他児との組 み合わせ等も配慮した環境作りをしています。
- ・よこはま港南地域療育センターから年2回の巡回訪問指導があり、個別のケースについてアドバイスを受けています。
- ・職員は発達障害等の研修に参加し、研修の内容はミーティングや職員会議で報告し、職員間で情報共有しています。
- ・保護者には入園時に「入園のしおり(兼重要事項説明書)」で障がいのある子どもの受け入れを行い、共に育ちあうことを大切にしているという園の考え方等を説明しています。
- ・みんなのトイレとして車椅子も使用できるトイレはありますが、園舎の構造上車イスを使用する子どもの受け入れは難しい環境です。車イスを使用する子どもにも配慮した園舎の環境面での改善が望まれます。

【A10】A-1-(2)-9 それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。

b

- ・乳児クラスは受け入れ時に起床、朝食、授乳時間を把握し、1日の生活を見通して、連続性に配慮しています。
- ・夕方の補食の提供の際は、保護者の意向を踏まえ、夕食に支障が出ないよう量の調整をしたりしています。
- ・子どもの状態について受け入れ時からの子どもの状況が記載された引継ぎノートを使用し、口頭でも職員間で情報を引き継いでいます。また、保護者に子どもに関する伝達が十分に行わるようにこのノートを使用し、連絡事項は職員間で共有し、必要事項を伝えた職員は引継ぎノートにサインして伝達漏れがないようにしています。
- ・長時間にわたる保育のために、夕方以降の時間帯は子どもがくつろいで安心して、心地よく過ごせるように、少人数で遊べるように保育室のテーブル等の配置を工夫しています。0歳児は0歳児の保育室で職員をなるべく固定して安心してゆったり過ごせるようにしています。園長は長時間保育についてさらなる配慮が必要と考えていますので、環境設定や保育の内容・方法の検討と工夫が期待されます。

【A11】A-1-(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。

а

〈コメント〉

- ・幼児期の終わりまでに育ってほしい姿の10項目を念頭に置いて捉えた、就学を意識した5歳児後半のカリキュラム(アプローチカリキュラム)を作成して保育をしています。
- ・ハンカチを使う、上履きを履いて生活する、小学校訪問・給食体験等、5歳児クラスの年間計画の中に就学に向かえるような活動を盛り込んでいます。
- ・保護者とは個人面談を通し、小学校以降の生活を見通せるような関わりや話をしています。年度後半のクラス懇談会やクラスだよりでは小学校から提供される具体的な情報提供を行っていく予定となっています。
- ・新型コロナ感染拡大前は、隣接する小学校で給食体験等が行われていましたが、今年度は中止となっています。今年度は、感染対策をして5歳児が公園や園庭で他園の子どもたちとリレーを行ったり、お手紙交流をしています。
- ・幼保小連携の研修や会議に、5歳児クラスの担任と園長が参加して情報交換をしています。今年度はオンライン会議システムを利用して開催されました。小学校教員が子どもの様子を見るために来園しています。

A-1-(3) 健康管理

【A12】A-1-(3)-(1) 子どもの健康管理を適切に行っている。

á

〈コメント〉

- ・健康管理マニュアルがあります。担任が朝の健康チェックを丁寧に行い、乳児は連絡帳、幼児は健康カードに体温等を記載して子どもの体調を把握しています。子どもの体調変化やケガ等があった場合は、お迎え時に保護者に伝え、翌日に家庭での様子を確認しています。
- ・年度当初に子どもの健康上注意すること等について職員間で周知し、日々の変化については ミーティングで共有しています。年に2回看護師の巡回訪問があり、提供された情報もミーティング で周知しています。
- ・既往症や予防接種の状況については、健康台帳にその都度保護者に追記をしてもらい、懇談会 や個人面談時にも追記の必要がないか確認をしています。予防接種一覧表を作成し、未接種の場 合は接種を勧めています。
- ・入園説明会で届出書等の書式を保護者に配付し、園での感染症対策や与薬、注意する病気等の説明をしています。年4回発行の公立保育園共通の保健だより「すくすく」や、園だよりで健康に関する方針や取組を知らせています。
- ・職員に乳幼児突然死症候群について周知しています。0歳児5分、1歳児10分ごとに呼吸状態を確認し、記録に残しています。

【A13】A-1-(3)-② 健康診断·歯科健診の結果を保育に反映している。

а

- ・定期的な健康診断・歯科健診の結果を健康台帳、歯科健診表、健康カードに記載しています。必要な情報はミーティングや会議で職員に周知をしています。
- ・健診結果は指導計画、年間保健計画に取り入れています。紙芝居、絵本を通して子どもたちが健康について関心が持てるようにするなど、食生活を含めた心身の健康教育を計画に盛り込んでいます。新型コロナウイルス感染予防の観点から今年度は園での歯磨きは行っていません。手洗いの大切さは例年以上に力を入れて指導し、子どもたちは歌いながらしっかりと手洗いを行っています。
- ・保護者に健診結果、毎月の身長・体重の測定結果は「健康の記録カード」で伝え、子どもの健康について意識を持ってもらうためのアプローチの良いきっかけになっています。

【A14】A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、 医師からの指示を受け適切な対応を行っている。

а

〈コメント〉

- ・アレルギー疾患のある子どもに対して、「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」をもとに詳細な園のマニュアルを作成し、マニュアルに沿って対応しています。
- ・食物アレルギーのある子どもには、保護者に「保育教育施設におけるアレルギー疾患生活管理 指導表」の提出や調理員・担任と毎月アレルギー面談をして献立確認をしてもらったうえで、除去 食の提供をしています。喘息や熱性けいれん、アトピー性皮膚炎等の既往症についても医師の指 示書をもとに保護者と話し合いを行い、職員間で情報を共有しています。
- ・誤食が無いよう、前日のミーティング、当日の朝、配膳前に職員間でチェックを丁寧にしています。除去食は専用のトレイ、名前・アレルゲン名のプレートを用い、調理法を変更するなど見た目でもわかるようにして、一番先に配膳しています。
- ・毎年アレルギーの研修を行い、子どもの名前とアレルゲンの食材を一覧表にして全職員が周知できるようにしています。
- ・アレルギーについて、子どもが理解できる範囲で伝え、本人も意識できるよう声をかけています。 保護者には食物アレルギーのある子どもへの対応等、入園のしおりの内容を説明し、理解を促しています。

A-1-(4) 食事

【A15】 A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。

á

〈コメント〉

- ・「みんなで楽しく食べよう」「食事のマナーを身につけよう」「たくさんの食材にふれよう」をねらいとして計画的に食育の取組を行っています。栽培計画を立て、大豆やピーマン、なす、大根等を栽培しています。
- ・食事の前には絵本や紙芝居の読み聞かせや手遊びを行い、食事時間への気持ちを切り替え、落ち着いて食べる雰囲気づくりをしています。
- ・職員は、少食や好き嫌いのある子どもに「一口食べてみよう」「残してもいいよ」と声をかけています。ミルクは「おいしいね」と優しく声かけしながら、個々のペースにあわせて与えています。
- ・玄関に給食・おやつの実物を展示し、人気の給食レシピは、保護者が持ち帰れるようにして食生活について家庭と連携をしています。
- ・さんまが食材で使われたメニューの時は、調理前のさんまを見たり触ったりしました。5歳児はさんまが1尾ずつ配膳され、骨の取り方や食べ方を動画で確認しながら食べる経験をしました。
- ・子どもが食や健康への関心が持てるように、コロナ禍でクッキングができないため、調理担当者が、野菜を切って断面を見せたり、調理する工程を撮影し、保育室でライブ配信しています。

【A16】A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。

а

- ・子どもの発達状況、特に歯の生え変わりの時期や体調等によって、食事の量や食材の切り方を調整しています。毎月の離乳食会議では咀嚼の状況等を確認しながら調理員、担任で話し合って食材の切り方や大きさ、硬さについて話し合っています。
- ・職員は子どもと一緒に食事をしていませんが、見守りし、0歳児は援助をして、一人ひとりの食べる量を把握しています。
- ・調理員は、食事やおやつの時間にクラスを回って子どもたちの食事の様子を見ています。調理員が毎日の昼ミーティングで各担任から残食状況を聞き、給食日誌に記録して、調理の工夫に反映しています。給食会議で、盛り付けや刻み方等の調理方法の工夫を話し合っています。
- ・献立は横浜市が作成しています。七草がゆやひな祭り等の行事食の献立や、旬の野菜や果物を 使い、素材が生きるような調理方法や盛り付けをしています。
- ・衛生管理マニュアル、給食の手引き、調理業務マニュアル、異物混入チェックリスト等を活用して衛生管理や事故防止に努めています。
- ・調理室から旬の食材や行事食メニューやレシピ、クラスの食育活動について掲載された「給食室からこんにちは」を定期的に発行しています。

A-2 子育て支援

	第三者評価結果
A-2-(1) 家庭との緊密な連携	
【A17】A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を	а
	ч

〈コメント〉

- ・0~2歳児クラスは個別の連絡帳で詳細に子どもの様子を記載し、保護者に伝えています。3~5歳児クラスについては、毎日クラスの活動をドキュメンテーション方式で写真や活動内容を掲示板に掲示してわかりやすく伝えています。
- ・クラス懇談会では保育理念や保育目標、1年間の保育について説明し保護者の理解を得るようにしています。個人面談では子どもの様子について話し合い、保育参加、保育参観等で園での子どもの様子を見てもらうことで保護者の理解や安心につなげています。今年度のクラス懇談会はリモート会議システムを利用して行いましたが、保護者のインターネットの接続環境やシステムの利用時間に制限があり、今後の課題と園長は考えています。
- ・運動会や、幼児クラスの「お楽しみ会」などの行事で子どもの成長を発表する機会があり、保護者が子どもたちの成長を実感できるような取組を行っています。
- ・新型コロナ感染拡大を受けて保護者は保育室内に入れないため、公開保育では園庭にスクリーンを設置して、活動の様子の録画上映を行いました。

A-2-(2) 保護者等の支援

【A18】A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行ってい b

〈コメント〉

- ・連絡帳や掲示板の掲示で日々の保育中の情報を伝え、送迎時には必ず挨拶をしてその日のエピソードを伝えてコミュニケーションを取り、保護者との信頼関係を築くようにしています。
- ・保護者にはいつでも相談できることを伝え、希望があれば面談時間を調整し落ち着ける場所で話 を聞けるようにしています。
- ・保護者の個々の事情に合わせて相談を受けたり、内容によっては複数職員で話を聞き、相談内容は個別記録表に記載して、継続的にフォローができるようにしています。
- ・保育士や調理師等が専門性を生かしたアドバイスや支援を行っています。相談の内容によっては 港南区福祉保健センターや横浜市南部地域療育センター等と連携し、個々の状況に合わせて支 援しています。
- ・送迎時に相談を受けた職員が適切に対応できるように、園長・主任から助言が受けられる体制になっています。
- ・土曜保育の際や延長保育の時間帯は職員の人員が少ないため、相談体制は十分とは言えないと園長は考えています。相談対応の多様化について検討を期待します。

【A19】A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期 発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。

а

- ・送迎時の保護者の様子や保育中も含めた子どもの顔色、言葉、態度等について目配りしています。着替えの際に、原因の分からないアザやケガ、やけど等がある場合には確認をして、状況に応じて写真を撮っています。
- ・職員が虐待の疑いがあると感じた時は、園長、主任に報告し、職員間で情報共有するとともに、 ケース会議を開いてその後の対応を協議しています。
- ・保護者の様子に気になることがあった場合には、声をかけてコミュニケーションを図り、保護者の 不安な気持ちを聞いたり相談を受けたりしています。
- ・虐待対応マニュアルがあり、要支援家庭については港南区こども家庭支援課や横浜市南部児童 相談所と定期的にカンファレンスを行っています。園での対応が難しいと判断した場合には、関係 機関と連携を取り対応しています。
- 港南区から職員が年に一度来園して虐待・人権の研修を行い、全職員が参加しています。

A-3 保育の質の向上

	第三者評価結果
A-3-(1) 保育実践の振り返り(保育士等の自己評価)	
【A20】A-3-(1)-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り(自己評価) を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	а

- ・昼ミーティング、各会議、職員会議で、子どもの様子を話し合い、日々の保育の実践の振り返りをしています。各指導計画に自己評価、取組の状況と保育士の振り返り、自己評価と考察の記載欄があり、定期的に自己評価を行っています。
- ・職員はそれぞれ「目標共有シート」で、目標設定、取組事項、達成時期、自己評価を記載し、年2回園長と面談をしています。
- ・保育士の自己評価における課題等を、園長・主任が取りまとめ、園内研修や職員会議で全般的なテーマとして取り上げ、意識の向上につなげています。園内研修の「語り合い」では、各職員の保育や子どもへの思いや保育観を話し合ったり、クラス運営、職員間の動きの理解を深めることができました。次回の「語り合い」で取り上げるテーマを皆で決めています。今回の第三者評価受審のグループでの話し合いや検討から、多くの気づきと課題を抽出し、現状把握と改善計画の見通し、実施計画等を確認し合いました。
- ・保育士の自己評価、第三者評価受審に伴う気づきや課題、年度末保護者アンケート等をもとにして、保育所全体の自己評価につなげています。園の自己評価は毎年、掲示板に掲示し公表しています。